

史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画

令和6（2024）年3月

桜井市

例 言

1. 本書は奈良県桜井市所在の史跡「纏向遺跡」（太田地区）の史跡整備及びその隣接地に建設予定している纏向交流館（仮称）の基本計画である。
2. 本計画の策定事業は、桜井市教育委員会文化財課調査研究係が主体となり、本市市長公室・都市建設部・まちづくり部の関係各課協力のもと、令和5年度の事業として実施し、一部を株式会社 歴史環境計画研究所に委託した。
3. 計画策定にあたっては「纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」を設置・開催し、専門的見地からの指導を受けつつ事務局が策定したもので、これには奈良県教育委員会文化財保存課、天理市文化財課、纏向校区区長会、辻区、太田区からの助言を得た。
4. 本書は、株式会社 歴史環境計画研究所の協力を受けて、調査研究係が執筆・編集した。

目次

I	計画の目的	1
II	遺跡の保存活用計画の概要	2
	1. 纏向遺跡の価値	2
	2. 遺跡の保存活用計画の方針	4
	3. 桜井市における類似施設の現状と課題	6
III	交流館計画	10
	1. 交流館設置の目的	10
	2. 交流館の機能	10
	3. 交流館基本計画に向けての基本方針	10
	4. 法的条件等の諸条件	12
	5. 交流館の必要諸室と構成	13
	6. 建物の計画	16
	7. 展示の基本方針	25
	8. 施設の管理運営方針	26

I 計画の目的

纏向遺跡は古墳時代の幕開けを告げる遺跡であるとともに、ヤマト王権成立の地としてわが国における古代国家の形成過程を探るうえで極めて重要な遺跡である。この纏向遺跡に関する調査・研究を推進し、「古代国家成立の地」のフィールドミュージアムとして周辺の景観や環境の保全を検討するとともに、見学者や地元住民が纏向遺跡をわかりやすく、楽しく学べるように、史跡纏向遺跡（太田地区）には史跡整備、その隣接地にはガイダンス機能を有した拠点施設「史跡纏向遺跡交流館（仮称）」（以降、交流館という）の設置を計画している。

史跡隣接地に建設予定の拠点施設には、纏向遺跡のガイダンス機能や学習機能、纏向学研究センター機能、史跡管理機能などを備えたものを想定している。そこで、本計画は、現況把握や課題の整理をおこない、ガイダンス施設の規模や役割、機能を検討するなど、ガイダンス建設に向けた基本計画をおこなうことを目的とする。

なお、本計画は、平成 28 年 3 月に策定した「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群 保存活用計画書」に基づくものであり、これまでの検討内容や方針を引き継いだうえで、周辺整備計画の立案と並行しつつおこなうもので、それぞれの内容の整合性と事業のすみ分けを考慮しながら策定することとする。



纏向遺跡航空写真

Ⅱ 遺跡の保存活用計画の概要

1. 纏向遺跡の価値

平成 28 年 3 月策定「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群 ー保存活用計画書ー」（以降、保存活用計画という）より抜粋

（1）「ヤマト王権成立の地」

纏向遺跡は、我が国における国家の形成過程、およびその時期における社会の状況を探るうえで重要な鍵を握る遺跡として注目を浴びている。

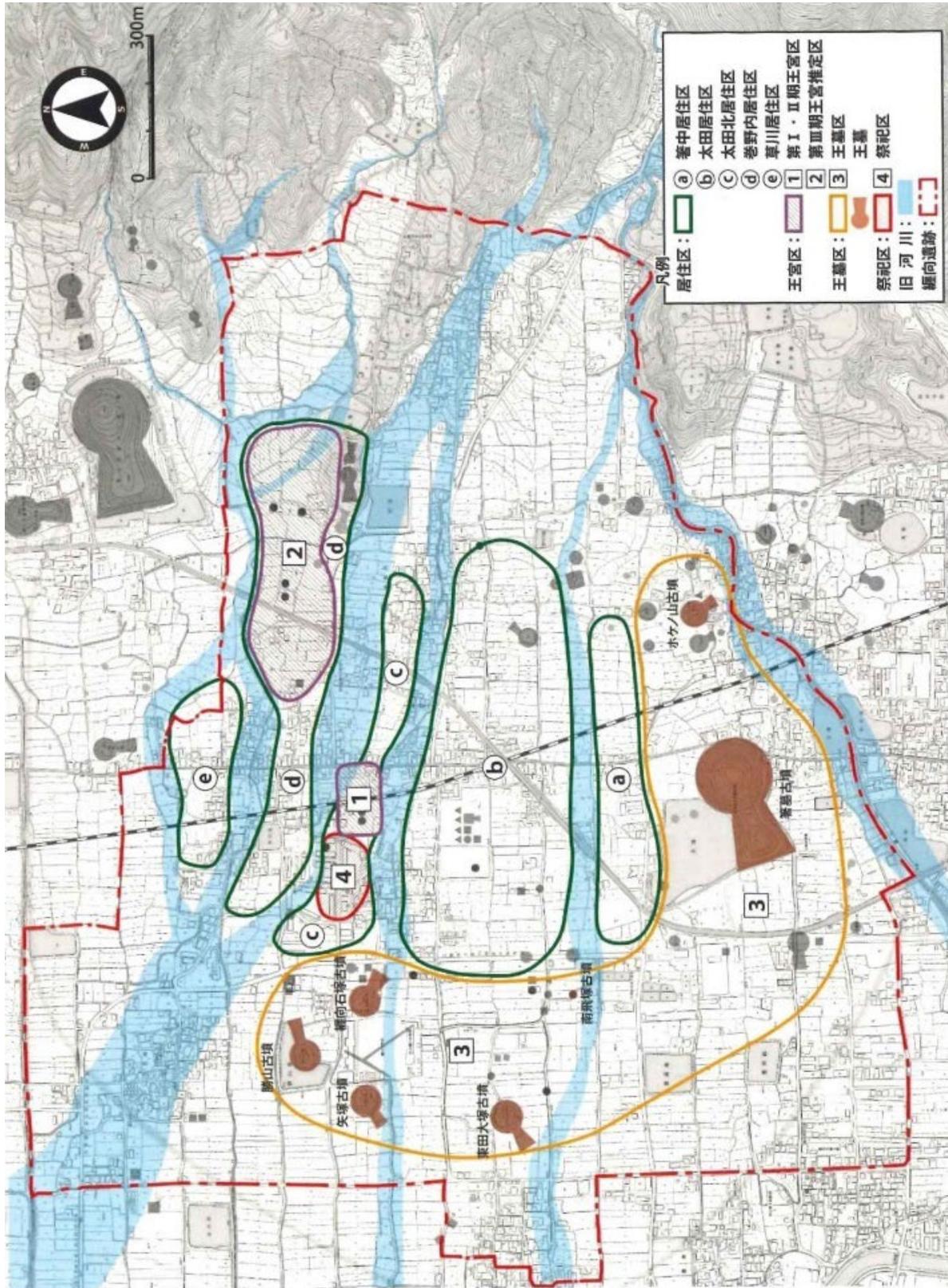
（2）纏向遺跡の特質

以下に挙げる特質が、これまでの発掘調査によって明らかになっている。

- ① 大規模な集落
- ② 前期古墳の動向と時期が一致する集落
- ③ 発生期の前方後円墳群の存在
- ④ 農業を営んでいない可能性
- ⑤ 吉備地域との直接的な関係
- ⑥ 広範囲な地域から運び込まれた土器
- ⑦ 交通の要所と「大市」の存在
- ⑧ 辻地区の特殊な大型建物の存在
- ⑨ 首長層の墓制
- ⑩ 高床式や平地式の建物
- ⑪ 朝鮮半島や大陸系の遺物
- ⑫ 高度な技術者集団

(3) 纏向遺跡の構成

遺跡全体の大まかな遺構の分布や旧河川の位置、微高地の形状などの調査が進みつつある。各微高地上に5つの居住区の存在が推定されている。



2. 遺跡の保存活用計画の方針

保存活用計画より抜粋

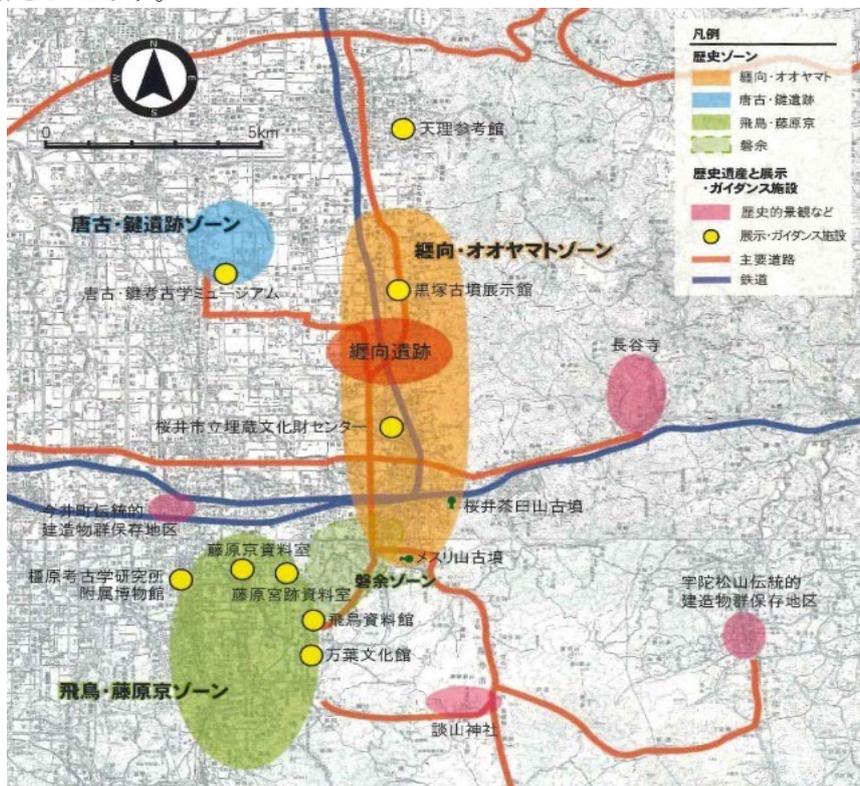
(1) 保存活用計画の視点

本計画の策定は、史跡指定地である狭義の「史跡纏向遺跡・史跡 纏向古墳群」と、周知の遺跡である広義の「纏向遺跡・纏向古墳群」（以後、合わせて纏向遺跡という）の双方を対象とする。その内容については纏向遺跡にとどまらず、纏向遺跡の誕生に大きな影響を与えたと考えられる田原本町の唐古・鍵遺跡や、ヤマト王権を象徴する天理市のオオヤマト古墳群など、我が国における王権の誕生にかかる遺跡などとともに、東アジア情勢を踏まえた視点を持って策定する。

- ① 対象範囲は纏向遺跡、および纏向古墳群全域
- ② 王権誕生の鍵を握る他の遺跡
- ③ 当時の東アジア情勢

(2) 遺跡活用の方向性

- ① 「ヤマト王権成立の地」をアピールする。
- ② 纏向遺跡の全容を公開する。
- ③ 教育的活用をおこなう。
- ④ 地域コミュニティと共に活用する。
- ⑤ 「歴史文化の保全」と「景観保全と活用」をおこなう。
- ⑥ 観光的活用をおこなう。



周辺の歴史遺産と展示施設

(3) 纏向遺跡の公開方針

纏向遺跡を構成する主要なエリアを整備し、公開することを原則とする。

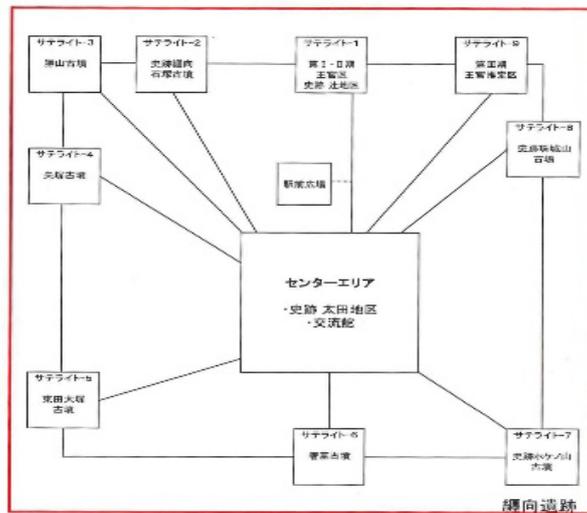
(4) 公開の方法

纏向遺跡の中心に位置する史跡太田地区および隣接する市有地を「纏向遺跡センターエリア」（仮称）とし、そのほか点在する古墳や主要な遺構の所在地をそれぞれ「サテライトエリア」（仮称）とする。また、センターエリアとサテライトエリアを結ぶ回遊ルートを設定する。

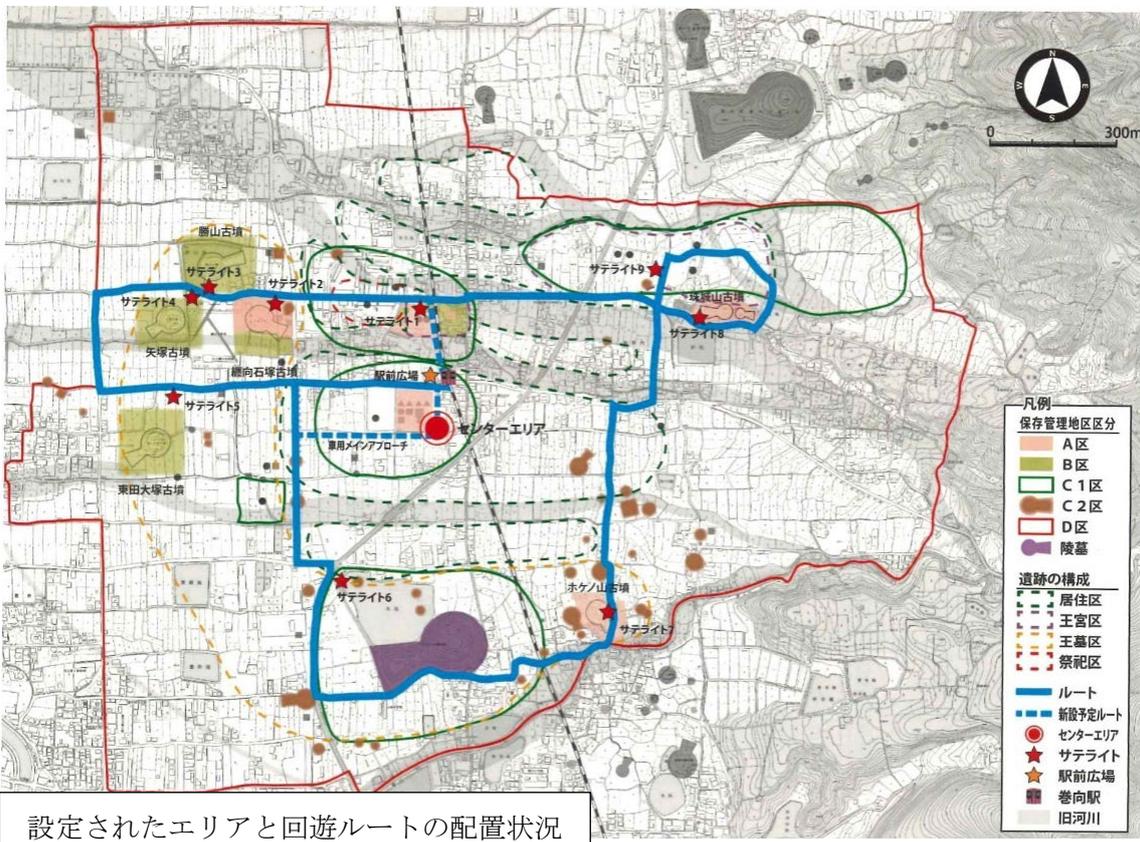
(5) 回遊ルートの設定

センターエリアと、点在するサテライトを効率的、かつ効果的に巡る回遊ルートを設定する。

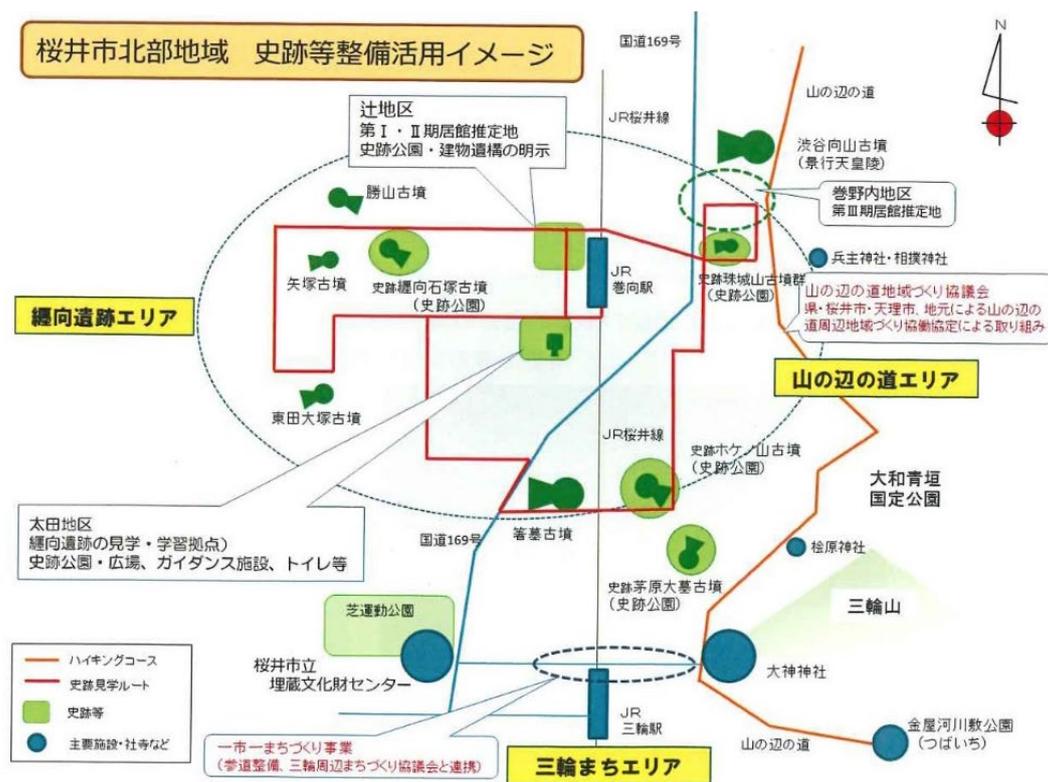
遺跡を面的に捉え、纏向遺跡の全容を総合的に理解できるような整備計画を試みる。



諸施設の配置概念図



設定されたエリアと回遊ルートの配置状況



3. 桜井市における類似施設の現状と課題

(1) 類似施設の現状

市の文化財関連施設は、教育委員会事務局文化財課が所管しており、市立埋蔵文化財センター、纏向学研究センターが設置されている旧市民プール管理棟がある。そのほか、遺物や書籍を保管するために市施設の空きスペースを利用している。

纏向学研究センター（旧市民プール管理棟）

旧纏向幼稚園舎の老朽化により、令和2年より芝運動公園内にある旧市民プール管理棟（延床380㎡）に設置されている。文化財課調査研究係が常駐し、研究業務をおこなっている事務所のほか、纏向遺跡を中心とした遺物の整理作業、および保管をおこなっている。また纏向遺跡の情報発信などの普及啓発活動をおこなっているが、展示や講座等のおこなうスペースは備えていない。

令和2年度まで纏向学研センターが設置されていた旧纏向幼稚園舎や市施設の空きスペースを利用し、出土遺物、および全国で発行される書籍等の収蔵をおこなっている。

桜井市立埋蔵文化財センター

昭和63年に竣工、延床役1,226㎡。現在、文化財課文化財係の職員が常駐する文化財行政窓口になっている。そのほか、遺物整理作業、保存処理をおこなっており、市内における発掘調査の拠点となっている。展示収蔵室では、埋蔵文化財を中心とした通史的な常設展示、年3回の企画展示をおこなっている。定員30名程度の講座室のほか、遺物収蔵庫、特別収蔵庫、写真保管庫、図書室などを備えている。

(2) 類似施設の課題

纏向学研究センターは、旧市民プール管理棟を再利用したものであり、調査研究、および普及啓発などの活動をおこなうことを前提としていないため、資料調査や資料の保管等をする場所としては適しておらず、施設の規模に比しても非常に効率が悪い。また、「纏向学」を研究する目的において纏向の地を離れていることは、情報発信や遺跡の管理をおこなううえでは良好な状況とは言えない。

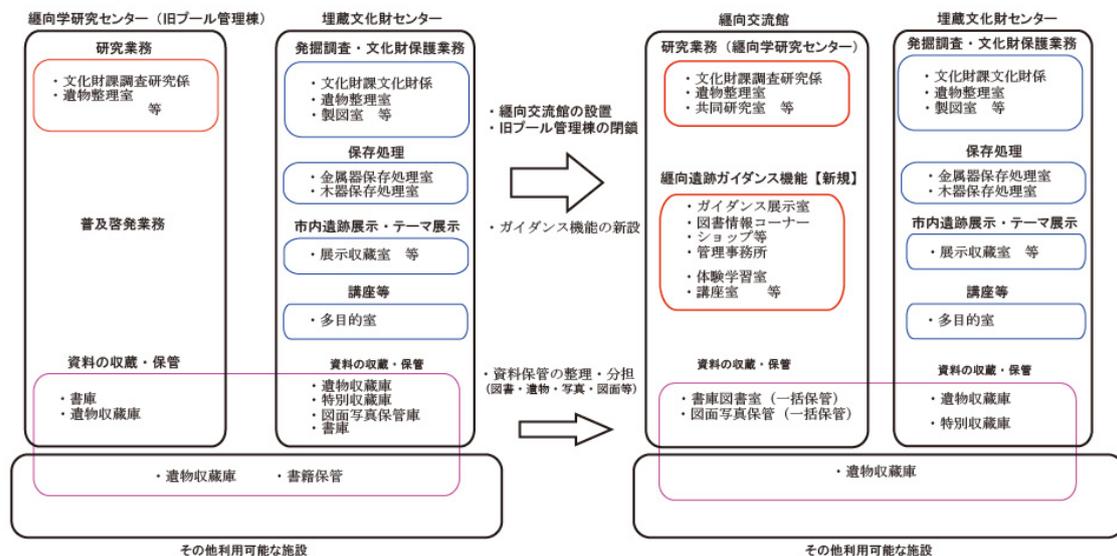
一方、埋蔵文化財センターは市内発掘調査の拠点になっている。長年の調査の累積による遺物収蔵スペース、写真図面などの記録類の保管が飽和状態になっており、余裕がない状態である。また、毎年各機関で発行される調査報告書なども膨大で、その保管スペースも大幅に不足しており、大部分が活用できる状態ではない。これらの資料は、埋蔵文化財の調査研究や普及啓発活動には欠かすことのできないもので、その保管スペースについては大きな課題となっている。

(3) 類似施設の整備方針

市内の発掘調査、市内全体の埋蔵文化財の拠点である埋蔵文化財センターの役割に対し、纏向学研究センターは、「纏向学」の研究や情報発信などの纏向遺跡に特化した役割を果たす。その役割分担に即した機能をそれぞれ十分に備えた施設にする必要がある。

本計画である交流館においては、保存活用計画に記されているように、纏向遺跡の情報発信施設としてのガイダンス機能を第一の目的としている。そのため、纏向遺跡の情報発信の源となる研究活動をおこなっている纏向学研究センターの機能については、現在の旧市民プール管理棟を廃したうえで、交流館に発展的に取り込み、充実した研究業務、および普及啓発活動を実践できるようにする。なお、課題となっている資料の収蔵については、調査研究業務の基となる書籍や図面写真等は市立埋蔵文化財センターから交流館に移し、集約することを目指す。それでも補うことのできない出土遺物の保管スペースは、交流館においても補うことが不可能であるため、別途計画する必要がある。

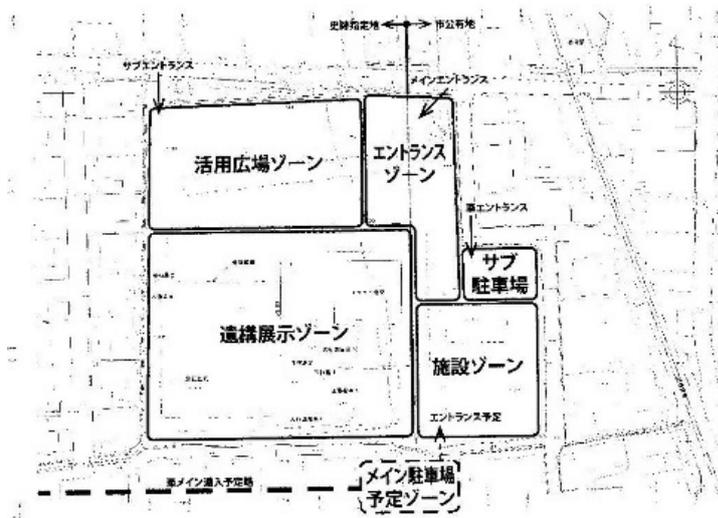
施設間の機能分担のイメージ



4. 太田地区における史跡、およびガイダンス施設整備の基本方針

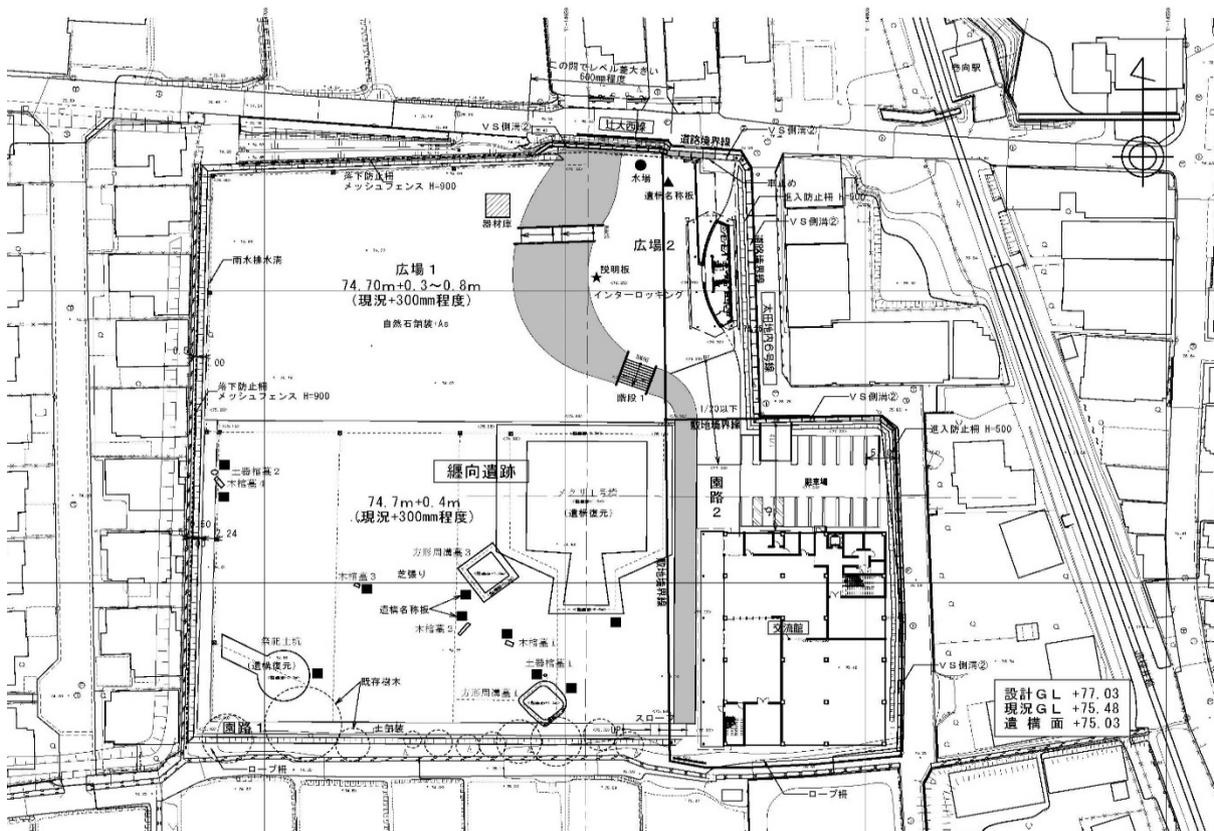
(1) 纏向遺跡センターエリアの整備ゾーニング方針

史跡指定地に隣接する市有地に交流館を設置し、遺跡の重要性を総合的に解説するガイダンス機能、体験学習や座学ができる学習機能、ボランティア活動拠点機能、地域住民の交流拠点機能、纏向学研究センター機能、管理機能、保管機能などを備える。また将来的には隣接地にメイン駐車場を確保して活用の総合拠点とする。



センターエリア整備ゾーニング図

(2) 遠構展示ゾーン整備内容



整備計画図

- ① メクリ 1 号墳
遺構を保護した上部に、復元的に整備する。
- ② 方形周溝墓 1
遺構を保護した上部に、復元的に整備する。
- ③ 方形周溝墓 3
遺構を保護した上部に、復元的に整備する。
- ④ 木棺墓 1～4
遺構を保護した上部に、復元的に整備する。
- ⑤ 土器棺墓 1～2
遺構を保護した上部に、復元的に整備する。
- ⑥ 祭祀土坑
遺構を保護した上部に、復元的に整備する。
- ⑦ グランドカバー
芝生貼りとする。
- ⑧ 園路 1
土舗装とする。

(3) 活用広場ゾーン整備内容

- ① 機材庫
屋外管理用道具収納庫を設ける。
- ② 広場仕上
自然石舗装
- ③ 落下防止柵
メッシュフェンス (h=900)

(4) エントランスゾーン

- ① 説明板
各遺構の説明板を設けるが、景観を配慮しQRコードによる説明などを検討する。
- ② 水場
屋外利用者のために水場を設ける。
- ③ 駐輪場
屋根付きの駐輪場 (15 台) を設ける。
- ④ スロープ
インターロッキング敷とする。
- ⑤ 階段
石段とする。

Ⅲ 交流館計画

1. 交流館設置の目的

纏向遺跡の見学や活用、また調査研究の総合拠点と位置づけ、遺跡の全容や重要性をわかりやすく案内するとともに、来訪者や地域住民の憩いの場を提供することを目的として設置する。

2. 交流館の機能

求められる交流館の機能として、以下の項目が想定される。

- ① 遺跡の総合的なガイダンス機能
来訪者が纏向遺跡に興味関心をもち、纏向遺跡を周遊できるような情報提供をおこなう。
- ② 体験学習や座学ができる学習機能
土器づくりなどの体験学習や講演会等を通じて、纏向遺跡への理解を深める。
- ③ ボランティア活動拠点機能
纏向遺跡ガイドや体験学習の補助スタッフの人材育成、およびその作業をおこなう場
- ④ 地域住民の交流拠点機能
地域の公益に資する活動の場を提供するための多目的室空間の設置
- ⑤ 便益機能
ミュージアムショップなどの購買スペース、便所等の設置
- ⑥ 纏向学研究センター機能
「纏向学」の構築に向けた調査研究活動、および活用運営の拠点となる機能を有する諸室の設置
- ⑦ 埋蔵文化財センターを補完する機能
調査研究・体験学習室や収蔵機能などの埋蔵文化財センターの補完機能
- ⑧ 保管機能
調査研究・普及啓発活動をおこなううえで、必要な書籍等資料収蔵するための部屋
- ⑨ 管理機能
史跡公園、およびガイダンス施設の日常的な管理をおこなう事務室などの設置

3. 交流館基本計画に向けての基本方針

(1) 埋蔵文財の保存に対する配慮

- ・計画対象地は史跡纏向遺跡太田地区に隣接しているので、発掘調査の成果を把握したうえで計画を策定する。纏向遺跡に関する発掘調査は今後も継続しておこなわれるので、そのために必要な組織や機能に対応できる施設は、埋蔵文化財センターで対応する。
- ・纏向遺跡の研究機能を担う纏向学センター（埋蔵文化財センター分室）の必要諸室を用意する。

(2) 史跡の周知を図るための活用に対する配慮

- ・ 史跡指定地のみならず、纏向遺跡全体を対象にした拠点施設として計画する。
- ・ 来訪者に分かり易い遺跡の理解を補助的に説明するための展示計画や、研修や体験学習等活用計画についても十分な検討をおこなう。

(3) 景観に配慮した計画

- ・ 三輪山や箸墓古墳に代表される纏向遺跡周辺の景観に配慮し、施設のデザインを計画する。

(4) 施設に求められる条件に十分配慮した計画

- ・ 施設の耐震性や、エネルギーのエコ対策等のハードな条件と、ユニバーサルデザイン等のソフトな条件にも十分配慮する。
- ・ 内外装に地元産の木材を活かす。

4. 法的条件等の諸条件

(1) 法的条件調査の前提

■建物名称：史跡纏向遺跡交流館（仮称）

■用途：博物館

■建設場所：奈良県桜井市大字辻 28-1 番地、29-1 番地

■申請者：桜井市長

※調査は、都市計画図、中和土木事務所建築課、奈良県ホームページよりおこなった。

(2) 調査の結果

- ① 都市計画区域 : 都市計画区域、市街化調整区域と指定されている。(都市計画図)
- ② 用途地域 : 指定なし(都市計画図)
- ③ 容積率/建ぺい率 : 容積率 200%、建ぺい率 60%、道路斜線 1.25、隣地斜線 20m+1.25
(中和土木事務所建築課)
- ④ 防火地域 : 指定なし、法第 22 条指定区域・無、法 23 条指定区域・無
(都市計画図、中和土木事務所建築課)
- ⑤ 高度地区 : 無(都市計画図)
- ⑥ 日影規制 : 無(中和土木事務所建築課)
- ⑦ 特別用途地区 : 指定なし(奈良県ホームページ)
- ⑧ 風致地区 : 無(報告書)
- ⑨ 土地区画整理事業その他の都市計画事業 : 指定なし(中和土木事務所建築課)
- ⑩ 都市計画施設 : 無(都市計画図)
- ⑪ 地区計画 : 無(奈良県ホームページ)
- ⑫ 開発許可その他の地区 : 開発許可・有
- ⑬ 駐輪場条例 : 非該当
- ⑭ 敷地指定
- ⑮ 道路種別 : 桜井市土木課と境界線の位置を、道路幅員の確認必要
- ⑯ その他必要事項 : 住みよい福祉のまちづくり条例の担当課の確認
史跡公園はその他公園(第 2 条 8 号)に該当するか、公園緑地課と
協議(中和土木事務所建築課)

5. 交流館の必要諸室と構成

(1) 必要諸室

交流館の必要諸室を下記表にまとめた。

部屋名称	用途・使用形態	ガイダンス機能	学習機能	ボランティアの活動拠点	地域住民の交流	縦向き研究センター	保管	埋文センター機能	管理	便益	公開形態	面積の根拠	㎡	今回提示する案の面積㎡
1階	エントランスホール	受付、ショップコーナー 情報コーナー 休憩スペース	○	○	○	○			○	○	○開館時は常時公開	窓口、ショップなど、導入的な情報コーナー	200	211.2
	ガイダンス展示室	縦向き通廊のガイダンス展示を行う	○	○							○開館時は常時公開	埋文センター展示室と同	300	313.04
	体験学習室	体験学習(個人、団体対象) 大人数の講座	○	○	○	○		○			○体験学習は、開館時に常時受け付け	小学校2クラス(での体験学習が可能な規模、150名程度の講座室にもなる)	140	142.08
	講座室	少人数の講座 会議室(地域、行政)		○		○					△講座等開催時のみ公開	机ありで10名、なしで30名程度	70	69.12
	講座室倉庫	体験学習室や講座室の椅子、机等の収納スペース		○				○			■非公開	体験学習室で使用する机椅子類の保管	40	44.64
	ボランティアガイド控室	ボランティアガイドの休憩、控室			○						■非公開	体験学習室スタッフの休憩場所	10	9.88
	管理事務室	施設の管理事務室 管理者の休憩スペース							○		■非公開	2名ほどで使用 販売物などの保管スペース	20	17.26
	救護室	救護が必要な人の休憩室									○	1名+付添人が使用できる状況	10	9.5
	風除室	来訪者の入り口									○	通常の風除室程度	10	11.52
	トイレ1	来訪者および階段スタッフの使用									○	開館時は常時公開	50	47.6
	体験学習準備室	体験学習用の準備室、講座器具や材料などを収納		○	○			○			■非公開	体験学習室の教材、資料の作成	50	53.28
	展示準備室(仮収納室)	展示準備室、展示物の仮収納						○			■非公開	最低限広さ	50	53.28
	所長室	研究センター所長が使用					○				■非公開	現センター所長室と同	25	28.12
事務室	職員(調査研究係)の使用 給湯室等を備える					○				■非公開	教人でのミーティング、その他作業が可能な規模	50	49.88	
共同研究室(巻取図書)	外部研究者も含め、研究員が共同で使用できるスペース					○	○			■非公開	可動式書架の設置を前提 ■方冊程度の収納を視野に	50	53.28	
2階	巻取図書室	所蔵図書、巻取図書などを一括で収蔵、管理					○				■非公開	現状の総量の2倍程度を想定 可動式も検討する	240	241.2
	図面写真保管室	調査記録を一括で収蔵、管理					○				■非公開		60	64.28
	出版物倉庫	文書、刊行物等を保管				○					■非公開		70	72.96
	写真室	展示等で使用する写真の撮影				○					■非公開	埋文センターの写真と同程度	25	28.12
	物品倉庫	事務用品等の倉庫				○					○		10	12.58
	調査用具倉庫	調査用具倉庫				○					○		10	12.58
	用品倉庫	施設管理上必要な物品(清掃用具ほか)の倉庫				○					○		5	6
	講師控室	講師控室 和室を想定				○					○		10	13.5
	更衣室	職員用の更衣室									○		20	19.5
	トイレ2	職員が主に使用、公開。									○		30	22.4
その他	通路・E.L.V・階段等									○		200	250	

(2) 必要諸室の構成

必要諸室の大きさを矩形で示し、それぞれの基本的な配置構成を検討した。

①機能による断面的基本構成を計画

本施設には、遺跡の総合的なガイダンス機能と纏向学センター機能の二つの機能が求められている。必要諸室一覧表で示されているように、1階に総合的なガイダンス機能を、2階に主に纏向学研究センターの機能を配し、階ごとの諸室の構成を検討した。

②二つの機能ごとに平面的な基本構成を計画

必要諸室と面積を視覚的に把握するために諸室を正方形で示し、室毎の関連を線で結び基本構成を検討した。(次頁図を参照)

■ 1階（遺跡の総合的なガイダンス機能）の構成方針

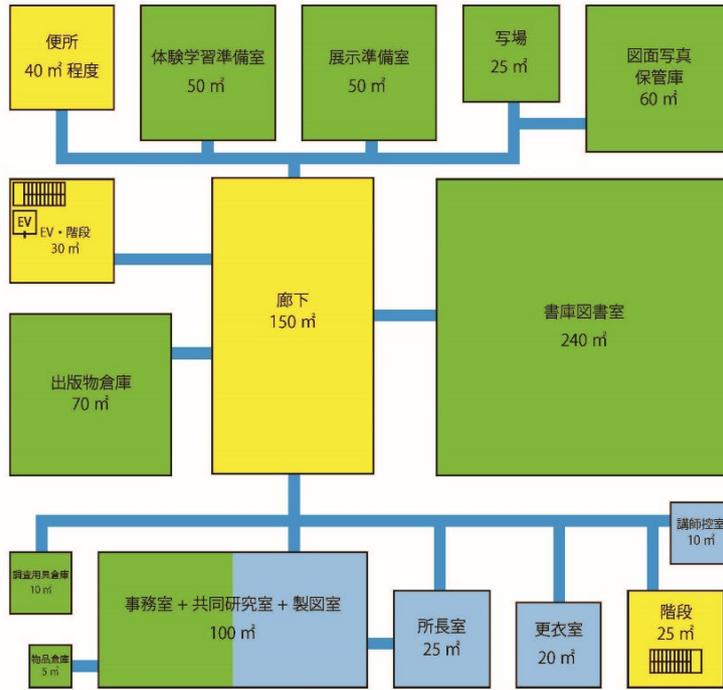
エントランスホールを中心に配し、主要なガイダンス展示室、体験学習室、講座室、管理室等が構成されている。

■ 2階（纏向学センター機能）の構成方針

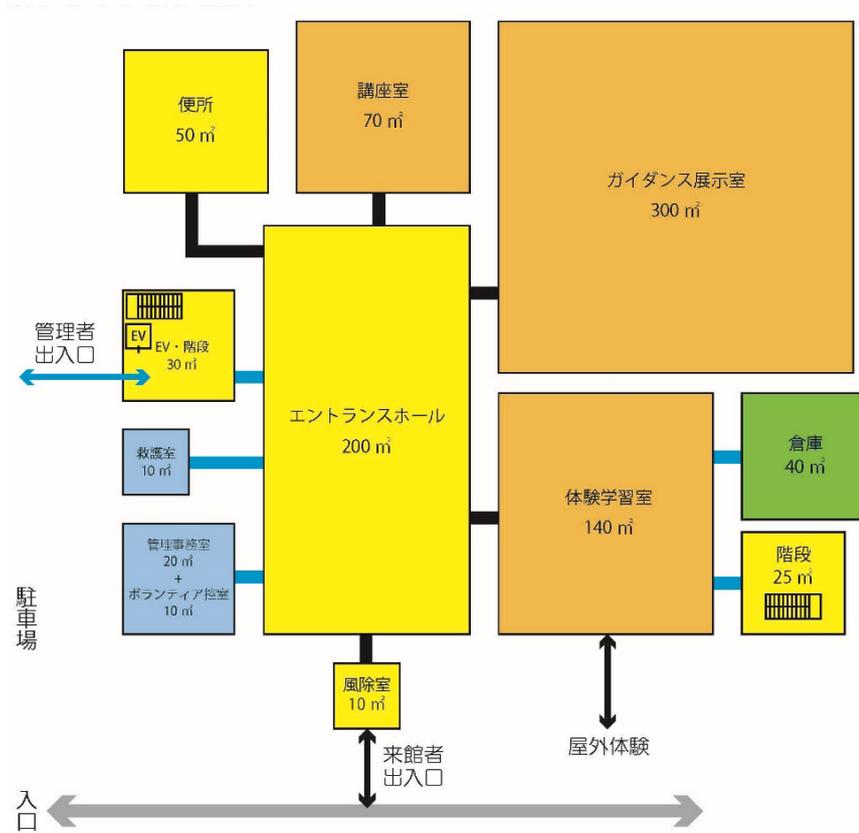
廊下を中心に、センター事務室+研究室、および書庫や各種収納スペースを結び構成されている。

■ 屋上階について

当初、三輪山や箸墓古墳も含めて、屋上から纏向遺跡全体を展望することを検討したが、周辺の住宅の生活に支障をきたすことが懸念されること、景観上あまり突出したものは相応しくないこと、建設コストにも影響することより、本計画では採用しない。



2階 纏向学センター (910 m²)

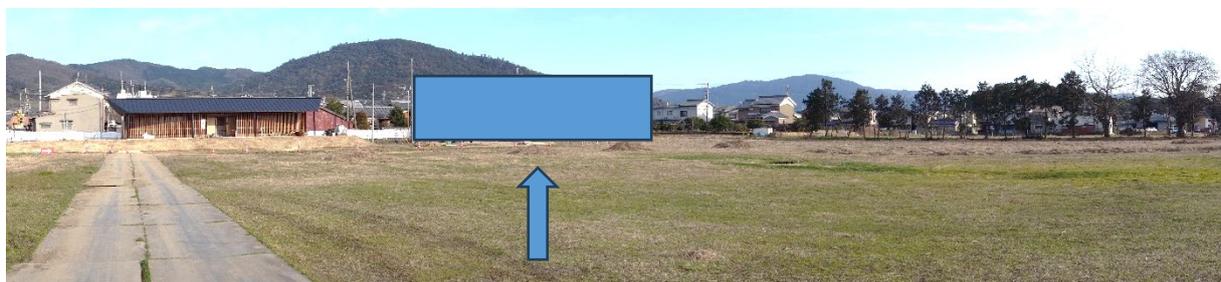


1階 ガイダンス施設 (905 m²)

遺跡側

6. 建物の計画

(1) 基本方針



交流館建設場所（右矢印上部付近）、および景観

① 景観に配慮したデザイン

建設場所は、上の写真のように背後に三輪山、右に箸墓古墳を臨める広場。歴史的な景観を背景にする敷地に位置する交流館の建物（上の写真青色部分）は、この景観に調和した既存の施設であるトイレ棟のような派手さを抑えた、しかし存在感のあるデザインが望まれる。

規模およそ 2,000 m²の建物は、与えられた建設予定地からすると、2階建か3階建てが考えられるが、上の写真でもわかるように、低層の方が三輪山を背景とする景観に馴染むのは明らか。よって、2階建て案を検討することにした。

② 主なる変更内容

ア. 屋上の取止め

平成 29 年度「史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画」案では、纏向遺跡全体を展望できる屋上の設置が計画されていたが、かなり高くしないと遺跡全体を臨むことができない。景観に配慮することと、周囲の居住者のプライバシーを確保するために、屋上の利用は取止めることとし、箱型の形状を避けるため、屋根は切妻型とすることにした。

イ. 柱間変更と効率的な部屋配置

各室の規模等の変更に伴い、柱間の寸法を経済的なスパンを考慮しつつ、要望の広さに対応するよう検討した。階段、トイレなどの位置も南北に振り分け、効率的な部屋配置とした。

1、2階とも敷地西側の太田地区遺跡側に居室を配した。

ウ. ピロティの天井高変更

景観に配慮して建物を小さくするため、ピロティの天井を下屋にし、既存トイレ棟と同等の屋根を計画した。この屋根の後ろに2階建の施設が建設される。

エ. 駐車場や駐輪場（自転車、およびオートバイ）の再計画

交流館北側の敷地に設備屋外機器を配置し、残った部分に駐車場、およびオートバイ用駐輪場を設ける。自転車用駐輪場は、既存トイレ棟の南側に建設する。

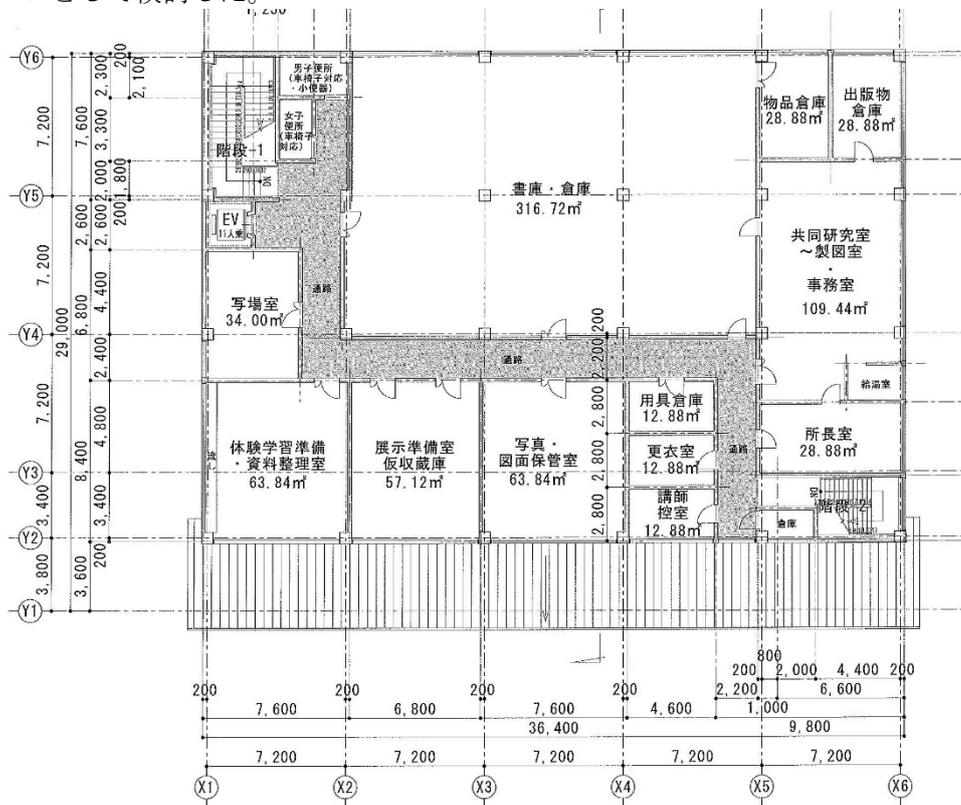
オ. ユニバーサルデザイン

交流館内外とも、ユニバーサルデザインに配慮する。

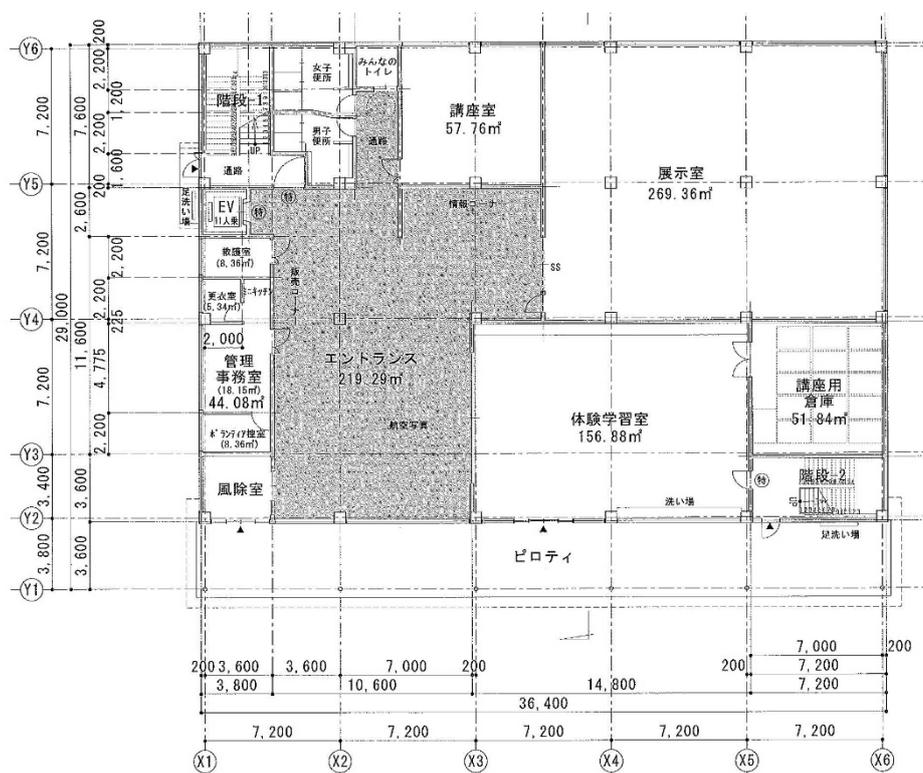
(B案) 本計画で検討されている必要諸室の規模、特に展示室や体験学習室、講座室などがA案より広く設定されているため、基本的な柱間を $1.8\text{m} \times 4 = 7.2\text{m}$ を基準とした。また、特に体験学習を広くし、室内に柱型が出ないようにするため、X方向の柱間は 7.2m の5スパン、Y方向は体験学習室のスパンを 10.6m 、あとのスパンは 7.2m の2スパンとして検討した。

B案

B案2階平面図

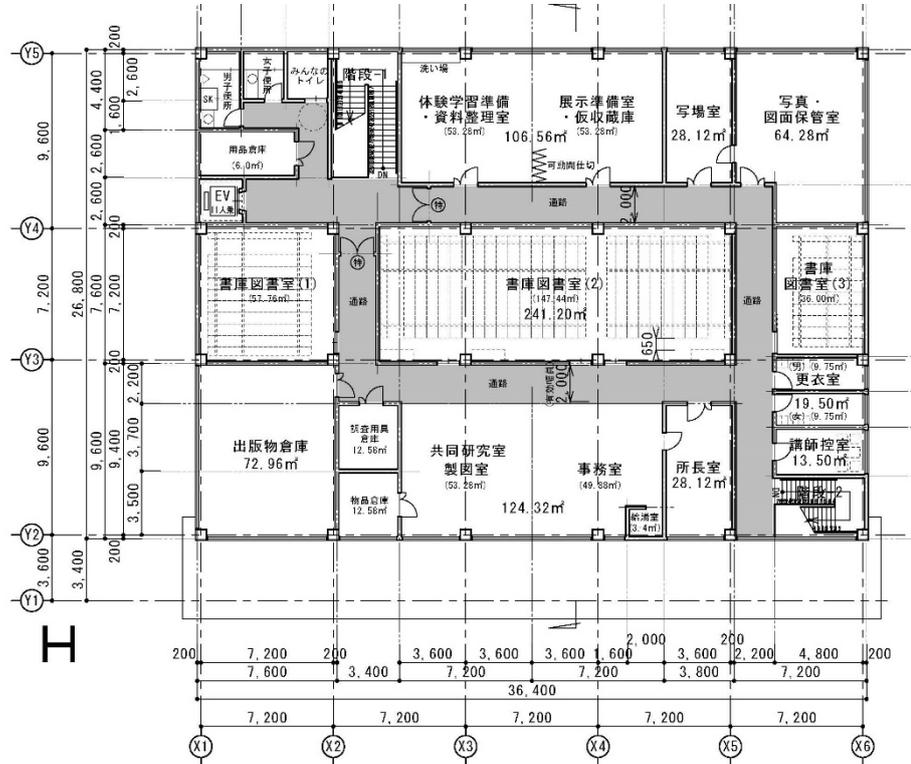


B案1階平面図

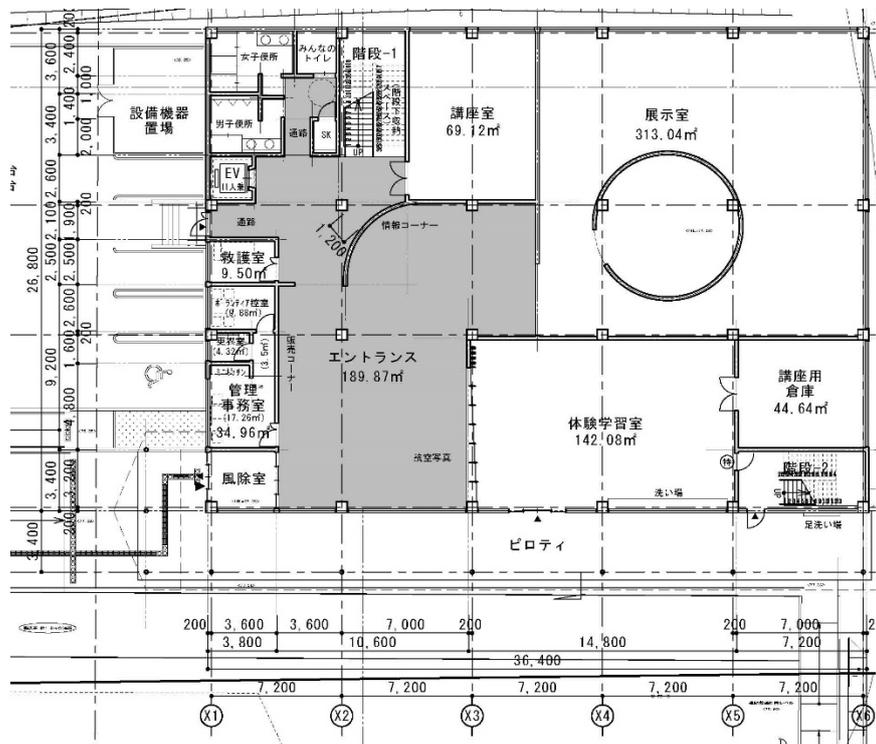


(C案) 1階展示室を広げるために、体験学習室と同じ9.6mの柱間とした。2階の書庫・倉庫は荷重が他の室に比べ重いので、建物が傾いたりしないように建物の真ん中に配することにした。また、通常の居室となる部屋は東と南に隣接する民家に配慮して、西側に配した。

C案



C案2階平面図



C案1階平面図

(3) 断面計画

① 設計GLの検討

基本的には遺構面と考えられるTP+75.03と現況面TP+75.48の間に450mmの表土がある。遺構の保護のため、現況面の上部で地盤改良し、建物基礎を構築する予定である。

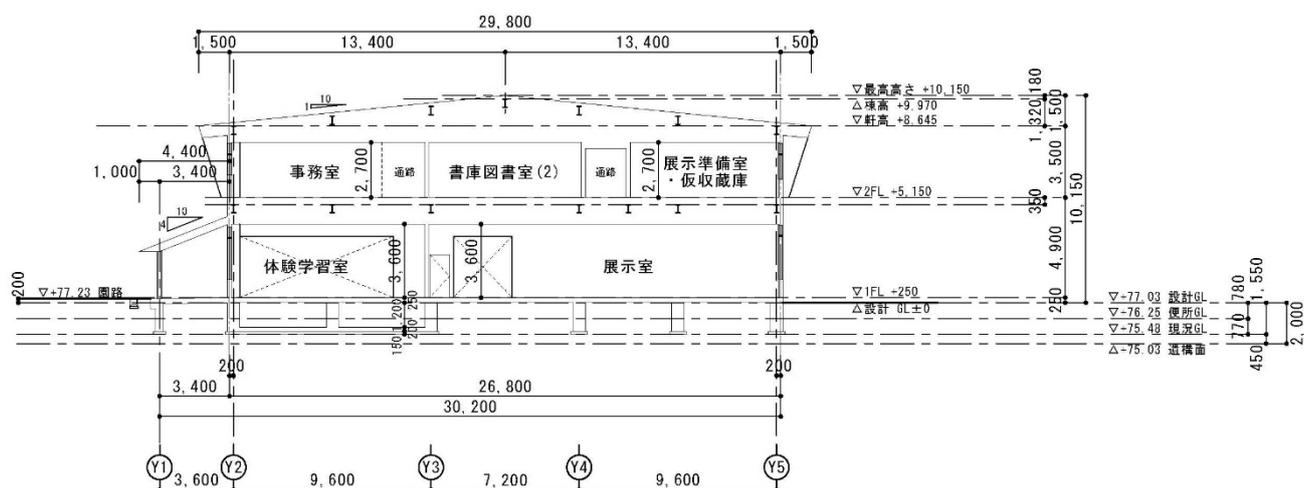
建物設計GLはTP+77.03を予定しているが、実施設計段階で地盤調査をおこなったうえで最終決定することになる。

① 構造

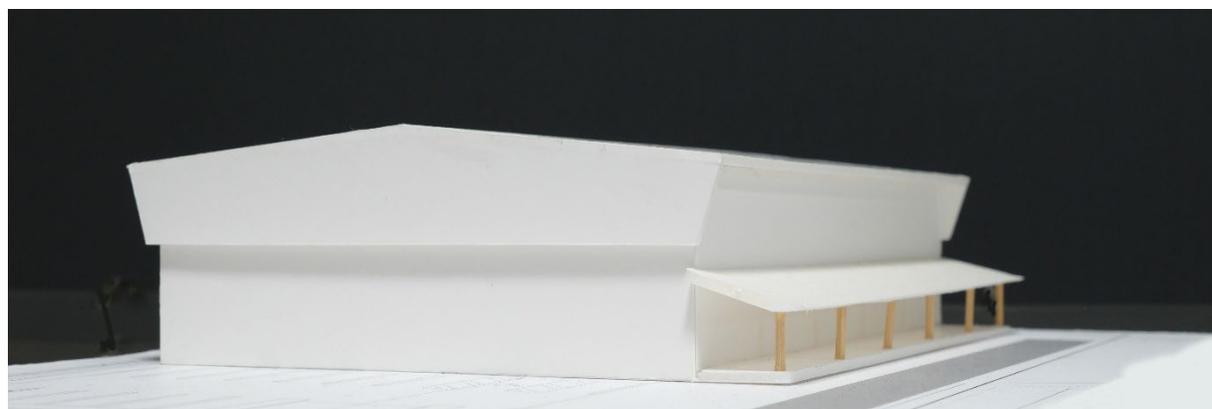
敷地埋蔵文化財の保護を考慮して軽量化を図る必要がある。規模が大きいため、基本的には鉄骨造を想定している。

② 高さの検討

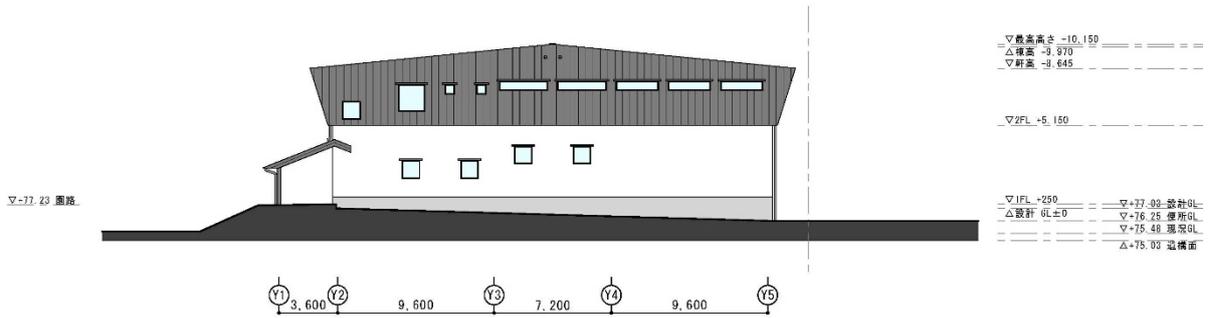
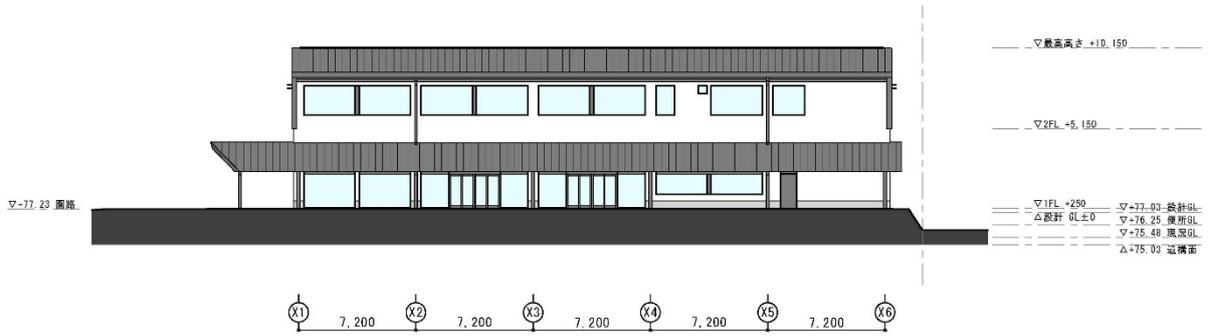
1階の展示室の天井高は3.6m～4mが望まれるので、階高は4.9mを想定、2階の事務室の天井高は2.7m、階高3.5mを想定している。実施設計の段階で再度検討する。



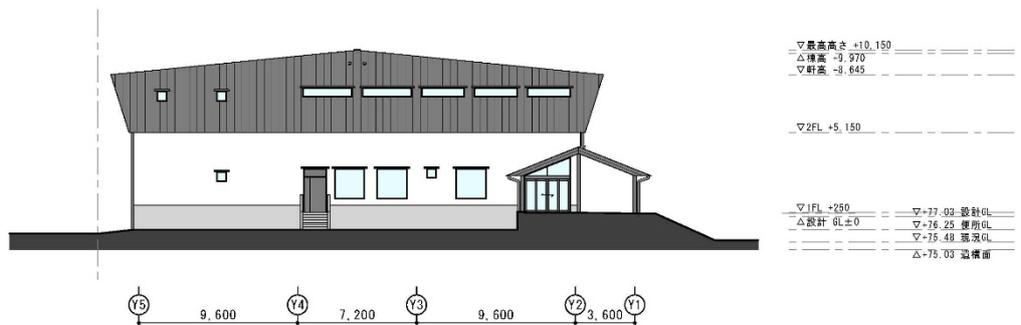
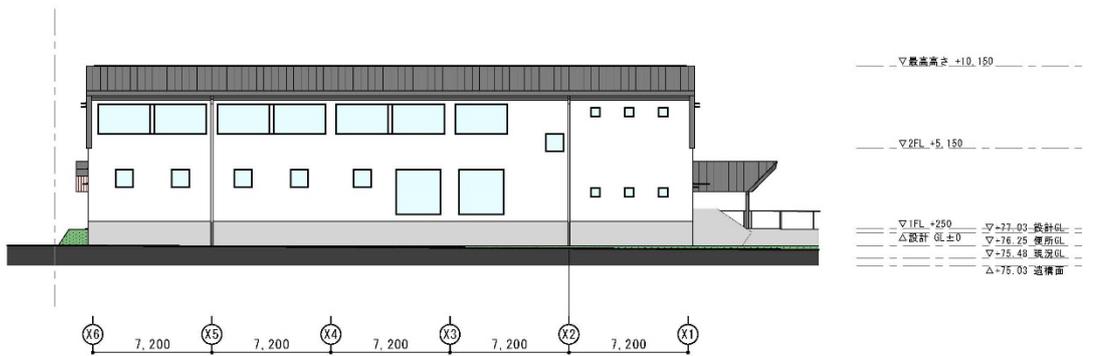
C案 断面図



C案 模型写真



西及び南立面図



東及び北立面図

(4) 内外装仕上概要

<外部仕上>

屋根：亜鉛合金葺き

庇：板張り

外壁：左官仕上、他

<内部仕上>

床：ビニル床タイル、他

壁：ビニルクロス貼、他

天井：ロックウール吸音板、他

(5) 設備計画

①電気設備

ア. 高圧受変電設備

- ・建物南側道路、電力会社柱より高圧引込(架空線)をおこなう。
- ・屋外高圧受変電設備(キュービクル)を設置し、施設建物に低圧電力供給をおこなう。

イ. 電灯・コンセント設備

- ・1、2階に電灯分電盤を設け、各部屋の照明・コンセントへ電力の供給をおこなう。
- ・照明は各部屋の目的・意匠に合わせ、照度・形状を考慮する。
- ・各部屋の照度目標値は下記とする。

<u>部屋別</u>	<u>目標値 (lx)</u>
製図室、精密作業室	700～800
事務室、パソコン等作業室 (VDT 機器使用)	600～700
会議室、ガイダンス室、体験学習室、	500～600
受付、情報室コーナー、風除室、エントランスホール、書庫図書室	400～500
但し、書庫図書室の閲覧部分は、500 lx 程度とする。	
収蔵庫、保管庫、整理室、ボランティア室	300～400
廊下、階段、便所、湯沸室、EV ホール	250 以上
機械室、倉庫	150～200

※上記目標値は部屋の形状、天井高さにより多少上下する。

照明器具は、特殊な部屋を除き LED 灯を設置する。

- ・建築基準法による、非常照明の設置。又、消防法に基づく誘導灯設備を設ける。
- ・廊下、階段の照明は、人感センサーによる点滅とする。

ウ. 動力設備

- ・1、2階機械室に動力制御盤を設け、空調・換気電源の供給をおこなう。

エ. 電話・LAN 用配管設備

- ・主要な部屋に電話・LAN 用配管設備を設ける。

オ. 非常放送兼用設備

- ・ 1階事務室に防災アンプを設置し、各階各室に放送をおこなう。

サ. AV 設備

- ・ 講座室・体験学習室に簡易 AV 設備を設ける。

シ. トイレ呼出・誘導支援設備

- ・ 1、2階便所に呼出設備を設け、事務室に表示盤を設置する。

ス. テレビ共聴設備

- ・ 主たる部屋には TV 受口を設け、緊急放送受信を受信できるようにする。

セ. 警備用配管設備

- ・ 1階出入口、外周窓等に警備用配管設備を設ける。

ソ. 自動火災報知設備

- ・ 消防法に基づき、1階事務室に火災報知設備を設置し、非常放送(警報)連動とする。

②機械設備

ア. 給・排水設備

- ・ 建物東側又は、南側道路より市水道を引込、排水を公共下水道に放流する。

イ. 衛生器具設備

- ・ 1、2階便所の機器・器具類を設置。大・小便器はタッチセンサーによる自動洗浄とする。
- ・ 自動センサー式水栓、ハンドドライヤーも設置する。
- ・ だれでもトイレは簡易多目的とする。

ウ. 空調設備

- ・ 屋外機を建物北駐車場側に配し、各部屋は単独空調とし床置きもしくは天吊方式で冷暖房をおこなう。
- ・ 換気設備の熱交換形換気扇により、省電力、熱効力を高めるシステムとする。

エ. 換気設備

- ・ 空調の熱効率を高める為、熱交換型換気扇を使用する。但し収蔵庫等は天井換気扇とする。

(6) 外構計画

① 駐車場計画

- ・ 交流館北側を造成し、道路より斜路にて出入りする駐車場を計画する。
- ・ 身障者用1台、普通車6台、駐輪場(オートバイ等)12台程度計画する。
- ・ バス、および一般駐車場を別敷地に設けるよう、関係機関と協議する。

② 駐輪場計画(自転車等)

- ・ 現在のトイレ棟の南側に自転車専用の駐輪場を設ける。
- ・ 貸し出し用、および来客用自転車等併せて15台屋根付を計画する。

③ 福祉まちづくり条例・点字ブロック

- ・ トイレから交流館までの点字ブロックを計画する。

7. 展示の基本方針

ガイダンス施設内では、Ⅱ-1 で確認した纏向遺跡の価値を伝えるため、以下の5つの方針に基づき展示を行う。展示室だけでなく、エントランスホール、情報コーナーなどを一体的に活用し、来訪者にわかりやすく纏向遺跡の価値を伝えることを目指す。

(1) 価値を正確に伝える展示

調査研究に基づき、学術的な検討を経た遺跡の価値を正確に伝える。

(2) 発展する展示

日々更新されていく纏向遺跡の調査研究成果を提供できるように、展示内容や展示物を更新する必要がある。柔軟な変更にも対応できるような展示構成や構造にする。

(3) わかりやすい展示

遺物などを用いた直接的な展示を行うことを主眼とせず、パネル、写真や模型を多用して、当時の時代背景のストーリーなどを提示する。また、当時の様子がイメージしやすいデジタル映像を作成し、AR・VRなどの技術を使用した、より臨場感のあるわかりやすい展示とする。

(4) めぐる纏向遺跡

交流館を拠点とした纏向遺跡の周遊をいざなう展示とする。例えば、エントランスホールで、大きな地図により纏向遺跡の全体像を示すなど、纏向遺跡全体を巡るための親切な情報を提供する。

(5) 学ぶ交流館

纏向遺跡に興味を持つ愛好家だけではなく、興味関心を持ち始めた来訪者が、能動的に纏向遺跡を学べる場とする。例えば、情報コーナーは「来訪者自らが纏向遺跡の情報を学べるような場」とし、体験学習室は「ワークショップや講座等を通して纏向遺跡を楽しく学べるような場」とする。

8. 施設の管理運営方針

1階部分に展示室などの公開エリアを集中させて、本施設及び史跡地の管理を行う組織を配置し、体験講座を担う人材を配置する。さらに、来訪者の満足度を高めて「何度でも訪れたい施設」となることを目指すべく、来訪者のニーズを把握し、体験イベント等を企画・実施していく。

2階部分は纏向学研究センター機能を配して文化財部局の人員を配置させ、調査研究、および展示企画等をおこなう。また、1階の運営を担うスタッフの人材育成などを行い、展示やイベント内容の充実や更新を図る。

施設全体として、行政や管理スタッフだけでなく、地域住民やボランティア等、多様な主体が参画できる環境を整備し、互いに協業しながら運営していく。

(1) 運営形態

前項の目的を達成するため、2階部分では文化財課調査研究係を配した行政直営による運営を行い、調査研究、展示企画等をおこなう。1階部分ではNPO法人等やその他団体に運営管理をゆだねる「指定管理者制度」等を検討し、施設・公園管理、物販、展示ガイドや体験学習の運営等を担う。

(2) 開館形態

年末年始、および展示や施設のメンテナンスを行う日以外は開館する等、可能な限り開館し、情報の発信に努める。

幅広く情報発信することを目的とするため、入館料は無料を目指す。材料費等が発生する体験学習プログラムや特別なイベントなどの参加料金については、別途検討する。





史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画

発 行 桜井市

編 集 桜井市教育委員会文化財課

〒633-0001

奈良県桜井市三輪 686 芝運動公園内

TEL・Fax 0744-45-0590

年月日 令和6年3月29日